

2022 年 2 月 1 日

N I S A口座のみなし廃止措置について

令和 3 年度の税制改正に伴い、2017 年（平成 29 年）以前に N I S A 口座を開
設された方で、下記の要件に該当されるお客さまについて、2022 年 1 月 1 日（土）
をもって、N I S A 口座のみなし廃止措置のお手続きをさせていただきました。

記

1. 対象となるお客さま

以下の 2 点の要件を同時に満たし、当組合へマイナンバーの届出をいた
していない場合。

- ① 当組合の N I S A 口座において、2017 年（平成 29 年）分の非課税管理勘
定（非課税枠）が設定されていること。
- ② 当組合の N I S A 口座において、2018 年（平成 30 年）以降の非課税管理
勘定（非課税枠）あるいはつみたて N I S A の設定がされていないこと

※ 今後、当組合にて N I S A 口座の利用をご希望される場合は、あら
ためて非課税口座開設のお手続きが必要となりますので、当組合取引
店にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

2. N I S A 口座のみなし廃止措置について

令和 3 年度の税制改正に伴い、項番 1. の「対象となるお客さま」の N I S
A 口座について、2022 年 1 月 1 日（土）をもって、非課税口座廃止届出書の
提出があったものとみなして廃止いたしました。

廃止時点で、N I S A 口座の 2017 年分の非課税管理勘定に保有されていた
残高につきましては、ご案内のとおり、非課税保有期間の満了に伴い、特定口
座に移管しております。

なお、みなし廃止措置に基づく N I S A 口座廃止の場合は、「非課税口座廃
止通知書」は作成いたしません。

以上

お問い合わせ先

飛驒信用組合 本店所在地：〒506-0009 岐阜県高山市花園町 1 丁目 13 番地 1

登録金融機関番号：東海財務局長（登金）第 79 号

加入金融商品取引業協会：ありません

当信用組合への連絡方法：0120-36-4501（お客様相談室）

本店営業部	：32-1080	東山支店	：33-0648	古川支店	：73-2621
七日町支店	：32-1091	城山支店	：35-1135	西古川支店	：73-6877
山王支店	：33-0855	石浦支店	：36-2002	神岡支店	：0578-82-1080
けやき通り支店	：32-1935	西高校前支店	：35-5355	丹生川出張所	：78-2701
中山支店	：34-3553	三福寺支店	：37-1331		
松泰寺支店	：34-6205	国府支店	：72-2236		